



来年度小学校に入学する
お子さんのいるご家庭へ

来年度、小学校に入学予定
のお子さんは、平成30年4月
2日から平成31年4月1日ま
でに生まれた皆さんです。
ご家庭には、8月末までに
就学時健康診断実施通知書
を送付しておりますので、ご確
認ください。

通知書がお手元に届かない
場合、また、本市へ避難され
ているお子さんと、来年度本
市の学校へ入学を希望される
場合は左記までご連絡くださ
い。

◎問い合わせ…
学校教育課管理係
☎(55)5151
Fax(22)3147

幼児教育・保育の無償化

無償化の期間

満3歳になった後の4月1
日～小学校入学(3年間)

※幼稚園の場合は、入園でき
る時期に合わせて、満3歳
から無償化されます。

※住民税非課税世帯について
は、0～2歳までの子ども
も対象となります。

対象となる施設・事業等

- ①幼稚園・保育所・認定こ
も園での教育・保育
- ②認可外保育施設等での保育
- ③幼稚園の預かり保育
- ④一時預かり事業
- ⑤病児保育事業
- ⑥ファミリーサポートセン
ター事業
- ⑦就学前の障がい児の発達支
援の利用(3～5歳)

※②～⑥は、市から「保育の
必要性の認定」を受ける必
要があります。

保護者の負担となる経費

- ・通園送迎費
- ・食材料費(給食費)
- ・行事費 など

手続き

対象となる施設に入園・入
所中の方については、施設を

通して手続きの方法等をお知
らせしていますが、市外の施
設を利用されているなどで、
案内を受け取っていない場合
は、下記までお問い合わせく
ださい。

対象事業	月額上限額
幼稚園の保育料 (子ども・子育て支援新制度 の対象とならない幼稚園)	25,700円
認可外保育施設等の 保育料	3～5歳 37,000円
	0～2歳 42,000円
幼稚園の預かり保育料	11,300円 (利用日数×450円) ※いずれか低い方



市外の保育所等を利用さ
れている保護者の方へ、
保育料を助成します

次の施設を利用しているお
子さんの保育料も対象とな
ります。施設から案内を受け取
られていない方は下記までご
連絡ください。

対象施設

市外の認可外保育所

対象児童

市内に住所のある児童

助成内容

下表のとおり

助成方法

利用している施設を通して
助成します。

※市内の認可外保育所を利用
されている方には、順次案
内を送付していますが、不
明な点については下記まで
お問い合わせください。

※幼児教育・保育の無償化の
対象となる方は、無償化で
の助成が優先となります。

施設	対象者	助成内容(助成上限額)
認可外 保育所	市民税所得割額48,600円未満の世帯の児童	保育料全額助成
	市民税所得割額57,700円未満の世帯の児童で、 第2子以降に当たる児童	※ただし事業所内保育所は、 次の金額を上限に助成しま す。
	市民税所得割額57,700円以上の世帯の児童で、 「未就学児のみ」を数えて第2子以降に当たる児童	3歳以上児…月額13,200円 3歳未満児…月額15,600円
	上記以外の児童	月額5,000円

◎問い合わせ…
子育て支援課幼保管理係
☎(55)5112
Fax(22)1547

高校生の通学費を助成

対象

次の受給要件を満たす生徒の保護者

受給要件

基準日(令和6年9月1日)

現在において市内に住所を有し、高等学校等に通学している生徒が、次のいずれかに該当する場合

・市内に通学し、自宅から学校までの道のりが10km以上あること。

・市外に通学し、自宅から学校または、自宅から最寄駅、どちらか近い方までの道のりが10km以上あること。

助成金額 年額2万5千円

申請書交付・提出先

教育総務課(市役所3階)、または各支所地域振興課

※申請の際には学校長の証明が必要となります。

※申請書は市ウェブサイトからもダウンロードできます。

申請期間 9月2日(月)

～令和7年2月28日(金)

◎問い合わせ先

教育総務課総務係

☎(55)5149

Fax(22)3147

児童手当制度が変わります

令和6年10月から、児童手当法の改正に伴い制度が変わります。

主な改正内容

- ①所得制限が撤廃されます
- ②支給対象が高校生まで拡大されます
- ③第3子以降の多子加算分が増額します
- ④多子加算の算定対象が22歳の年度末までの子まで拡大します
- ⑤手当の支給回数が年6回になります

詳しい内容・様式のダウンロードはウェブサイトをご確認ください。



	改正前(R6.9月分まで)	改正後(R6.10月分～)
①所得制限	あり	なし
②支給対象児童	中学校修了前まで(15歳の年度末まで)	高校生年代まで(18歳の年度末まで)
③第3子以降支給額	15,000円	30,000円
④第3子以降加算のカウント方法	高校生年代まで	大学生年代まで
⑤支給回数	年3回(2、6、10月)	年6回(2、4、6、8、10、12月)

以下の方は制度改正に伴い、手続きが必要です。

- ・ 高校生のみを養育している家庭
 - ・ 旧制度にて、所得上限額超過により受給権が消滅・却下された方
 - ・ 現在児童手当を受給していて、高校生も養育している方
- 市より案内を送付しています。提出期限までに下記窓口まで提出ください。

- ・ 児童手当支給対象児童が2人以上いて、令和7年3月31日までに19歳～22歳の方も養育している家庭
- 任意申告になります。下記窓口までお越しいただくか、ウェブサイトより確認書をダウンロードして提出してください。

提出期限 10/16(水)※必着

※児童手当を所属より支給されている公務員等は、所属庁へ手続きを確認してください。

現況届の取り扱いについて

毎年6月に受給資格の確認のため、現況届の提出が必要になる場合があります。(原則は不要となりました。)

下記に該当する方は、市から通知が届きますので忘れずに提出してください。

なお、現況届の提出が不要な方でも生計の中心となる者の確認・審査は行われます。

- ・ 配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市区町村から受給している方
- ・ 支給要件児童の戸籍がない方
- ・ 離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・ その他市から提出の案内があった方

◎問い合わせ…子育て支援課子育て支援係

☎(55)5094 Fax(22)1547

または各支所地域振興課市民福祉係